

土地価格等縦覧帳簿および 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧



縦覧期間	4月1日 ~ 5月31日 8:30~17:15 * 4月中の土・日曜日の縦覧時間... 8:30~12:30まで * 4月29日、5月の祝日、休日および5月の土・日曜日は行いません。
縦覧場所	税務課資産税係
対象	平成17年1月1日現在の固定資産の所有者で、固定資産税の納税者、または納税者から縦覧の委任を受けた方。
必要な物	身分を証明する物...運転免許証等または納税通知書(受取後)と認印。 代理人は、委任状が必要です。法人所有の資産は、代表者からの委任を受けてください。
手数料	無料

縦覧資格条件
平成16年1月1日現在の固定資産の所有者で、**固定資産税の納税者**です。

縦覧対象物件
納税者本人所有資産以外の土地または家屋の評価額が縦覧できます。

* **土地(家屋)のみを所有している者は家屋(土地)の縦覧はできません。**

また、誰々さんの(どこそこの)土地と家屋の分を縦覧したいとの要望には、地方税法の守秘義務の規定に抵触しますのでお答えできません。あらかじめ本人で縦覧箇所の所在地番等を確認のうえ縦覧してください。

縦覧期間
4月1日から当該年度の最初の納期限の日までの間

お問い合わせは、税務課資産税係(880-6554)まで



知って得する国民年金

平成17年保険料が13,580円に

平成16年の年金制度改正により、保険料の上限を固定し、年金の給付はその範囲で行う「保険料水準固定方式」が導入されることとなりました。国民年金保険料の場合、平成17年度から毎年280円ずつ引き上げ(引き上げ額は今後の賃金上昇率によって変化します)、平成29年度以降の保険料を16,900円に固定することになっています。

口座振替の早割制度が始まります

これまで、1年分または半年分などの保険料を前納した場合のみ保険料割引となっていました。平成17年4月から、口座振替による毎月納付の場合も、当月末振替にすることにより保険料割引となる制度(早割制度)が導入されます。また、口座振替で1年分または半年分を前納すると、現金で前納するよりもさらに割引となり、大変お得です。

【申込方法】年金手帳・通帳・通帳のお届け印を持参のうえ、南国社会保険事務所でお申し込みください。

* 現在口座振替で毎月納付をされている方も、早割制度に変更を希望される場合は手続きが必要となります。

* 1年前納または半年前納を希望される場合は、3月中に社会保険事務所登録する必要がありますので、お早めにお申し込みください。

特別障害給付金制度が始まります

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、平成17年4月から特別障害給付金制度が創設されます。

【対象者】次の期間のうち国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、その傷病が原因で、現在障害基礎年金1・2級相当の状態にある方が対象となります。

昭和61年3月までの国民年金任意加入対象とされていた被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)等の配偶者及び大学・短期大学の学生等の期間(この期間には各種専門学校・専修学校等の学生は含まれません)。

昭和61年4月から平成3年3月までの国民年金任意加入対象とされていた大学・短期大学・各種専門学校・専修学校の学生等の期間。

【支給額】1級=月額5万円 2級=月額4万円
* 支給額は毎年度自動物価スライドがあります。
* 老齢年金等を受けられている場合は支給制限があります。また、所得によって支給制限となる場合もあります。

【請求手続き】4月から市役所市民課年金係で受付を始めます。なお、給付金の支給は請求のあった月の翌月分からとなりますので、5月分から受け取るためには4月中の請求が必要です。請求が遅れた場合、さかのぼって支給はできませんので、必要な添付書類が全てそろっていても、まずは4月中に請求書を提出するようにしてください。

お問い合わせは
市民課年金係(880-6555)
南国社会保険事務所(864-1111)

市民からのお便り

ごみ出しのモラルがまだ守られていません。広報などをよく見て気を付けてほしいと思います。

ごみ出しは定められた日に!

* お住まいの地区・小部落のごみステーションに出してください。



★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
3/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村
7	月	十市(南部)
8	火	稲生
9	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
10	木	稲吉、西窪、新川
11	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
12	土	篠原、明見
14	月	下唎内、物部、開田
15	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
16	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
17	木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
18	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
19	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
21	月	野田(西野田町1丁目を除く)
22	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
23	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
24	木	久礼田、植田
25	金	奈路、瓶岩、領石、植野
26	土	十市(北部)、緑ヶ丘
28	月	国分、比江、左右山、岩村
4/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田



★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
3/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
7	月	片山、里改田、浜改田
8	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
9	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
10	木	立田、田村
11	金	後免町、野田
12	土	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
14	月	十市(南部)
15	火	領石、植野、久礼田、植田
16	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
17	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
18	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
19	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
21	月	片山、里改田、浜改田
22	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
23	水	稲生
24	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
25	金	奈路、瓶岩、白木谷、八京
26	土	国分、比江、左右山、北小籠
28	月	下唎内、物部、開田
4/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田
5	火	領石、植野、久礼田、植田



* 黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いいたします。

* 「平成17年度南国市の家庭ごみの分け方・出し方」の冊子が今月号の広報と一緒に配布されています。毎週・毎月のごみ出しについて、皆様のご協力をお願いいたします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
3月7日・21日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
3月1日・15日 (第1・3火曜日)	下島、田村(八ヶ岳南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
3月2日・16日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
3月14日・28日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大 団地、篠原、明見、伊達野
3月8日・22日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北) 岩村、下唎内
3月9日・23日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
4月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町

★ダンボールの収集

と き	地 区
3月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
3月4日・18日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八ヶ岳南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
3月5日・19日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
3月10日・24日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
3月11日・25日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北) 岩村、下唎内
3月12日・26日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
4月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八ヶ岳南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前